

## トランスジェンダー弁護士に対する差別的言辭及び殺害予告を強く非難し、すべての性的マイノリティの人々が個人として尊重され差別されずに生きることのできる社会の実現をめざす理事長声明

本年6月3日から6月5日にかけて、自らトランスジェンダーを公表し活動している大阪弁護士会所属の弁護士の事務所のホームページに、「男のクセに女のフリをしているオカマ野郎」「メッタ刺しにして殺害する」など書いたメッセージが匿名で断続的に送られてくるといふ事件が発生した。

憲法は、すべての人が個人として尊重され（13条）、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されず（14条）、安心して暮らすことのできる社会をめざしている。性自認や性的指向にかかわらず、すべての人の人権が平等に保障されなくてはならず、性自認や性的指向を理由とする差別は許されない。当連合会でも、2021年（令和3年）11月19日の大会において「同性間の婚姻に関する法改正を求める決議」を採択するなど、性的マイノリティの人権保障に向けた取組を行ってきた。日本社会全体を見ても、同性パートナーシップ制度を導入した自治体は本年6月3日時点で320を超え、また同性婚を認めないことは違憲あるいは違憲状態であるとする地裁判決（札幌、名古屋、東京）が相次ぎ、性自認や性的指向にかかわらず人権保障（法の下での平等）がなされるべきとの認識は着実に広がりつつある。

しかし、他方で、近時トランスジェンダーがあたかも女性の権利や安全を脅かす存在であるかのような誤った言説をもとに、トランスジェンダーを誹謗中傷し、攻撃する動きが広がり、トランスジェンダー当事者を追い詰めている状況がある。

かかる状況下において、上記のようなトランスジェンダー弁護士に対する差別的言辭と殺害予告のメッセージは、性的マイノリティの問題に積極的に取り組んでいる弁護士に対する脅迫であり、同弁護士の業務を妨害する行為であることに加えて、トランスジェンダー当事者に対するヘイトクライム（憎悪犯罪）というべきであり、当連合会として、断じて許すことはできないものである。

ヘイトクライムは、特定の属性を持った個人や集団に対し、その偏見や憎悪から、自分と対等な人権享有主体でないものとして攻撃する犯罪行為（嫌がらせ、脅迫、暴行等）に特徴があることから、民主主義社会に分断をもたらして、これを破壊し、ひいてはジェノサイド（集団破壊、大量破壊）や戦争を招きかねない危険極まりない犯罪である。

当連合会は、この度のトランスジェンダー弁護士に対する差別的言辞及び殺害予告を強く非難し、殺害予告を受けた弁護士が脅迫に怯むことなく、弁護士業務を継続できるよう必要な支援を行うとともに、当連合会が同弁護士、そしてすべてのトランスジェンダーの人々とともにあることを宣言し、トランスジェンダーを含むすべての性的マイノリティの人々が個人として尊重され、差別されず生きることができる社会の実現に向けて、今後とも力を尽くす所存であることをここに表明する。

2023年（令和5年）6月23日

近畿弁護士会連合会

理事長 浅野 則 明